

保護者の皆様

豊田市立高嶺小学校長 若山 一
異常気象・地震発生時の対応について異常気象・地震発生時の対応につきましては、下記の通りです。
(豊田市立学校防災マニュアルをもとに作成)令和7年度保存版
重要

記

1 本校地域に**特別警報**（大雨特別警報、暴風雪特別警報等）または、**緊急地震速報**（豊田市内で震度5弱以上）が発表された場合

(1) 登校前に発表された場合→登校しない。解除後も安全が確認できるまで登校しない。

(2) 登校後に発表された場合→授業を中止し、保護者への引き渡しを行います。**市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、保護者のお迎え下校となります。学校からの連絡がなくとも**（災害の状況によってはメールが届かないため）**保護者への引き渡しとなります。**

(3) 特別警報または緊急地震速報（豊田市内で震度5弱以上）が発表された場合、まず家族の安全を第一に考え、判断行動してください。

2 暴風警報が発令された場合（豊田市西部・西三河北西部・愛知県西部・愛知県全域に）

(1) 午前6時00分までに解除された場合→平常通りの授業を行います。

※原則給食あり。前日までに給食中止の決定がされた場合は要弁当。学校連絡網システム（きずなネット）で連絡します。

(2) 午前6時00分を過ぎても解除されない場合→休校です。(3) 登校後に暴風警報が発表された場合は、授業を中止し、すみやかに教師引率のもと通学団で下校させます。状況によっては学校で児童を待機させ、お迎えをお願いすることがあります。いずれの場合も学校連絡網システム（きずなネット）で連絡します。

3 避難情報が発令された場合

(1) 避難情報は豊田市により「町」単位で発令されます。**高嶺小学校区内で警戒レベル3以上が発令された場合は休校となります。**(2) **河川の氾濫による避難情報**は、高嶺小学校区内では「柳塚西町」が警戒区域に該当します。「柳塚西町」に**警戒レベル3以上が発令された場合は休校になります。**

(3) 土砂災害による避難情報は、高嶺小学校区は対象ではありません。

警戒レベル	状況	とるべき避難行動等	避難情報 (豊田市が発令)	参考となる 気象情報の例 (気象庁や愛知県が発表)
警戒レベル 5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全の確保！	緊急安全確保	大雨特別警報 氾濫発生情報 など
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞				
警戒レベル 4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難しましょ	避難指示	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 など
警戒レベル 3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難しましょ	高齢者等避難	洪水警報 氾濫警戒情報 など
警戒レベル 2	気象状況 悪化	自らの避難行動を確認 しましょ	発令なし	大雨注意報 洪水注意報 など
警戒レベル 1	今後気象状況 悪化おそれ	災害への心構えを高め ましょ	発令なし	早期注意情報
裏面あり				

4 「南海トラフ地震臨時情報」発令時の授業の取扱い

気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」は、以下のようになっています。

危険度小 _____ 危険度大
「調査中」 「巨大地震注意」 「巨大地震警戒」

(1) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合

- ・通常どおりの教育活動を行います。
- ・校外活動については、出発前であれば出発を見合わせます。出発後であれば、いつでも帰校できるよう準備します。

(2) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合

- ・通常どおりの教育活動を行います。
- ・校外活動については、出発前であれば中止します。出発後であれば、帰校をします。

(3) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合

- ・豊田市は「事前避難対象地域」がない市町村のため、通常の授業を継続します。
- ・授業終了後は速やかに帰宅させます。
- ・校外活動については、出発前であれば中止します。出発後であれば、帰校をします。

※ 上記は原則であり、状況によっては、臨時休業などの措置、下校せずに学校待機の措置をとる場合があります。また、教育委員会学校教育課が対策を検討した場合、その指示に従います。

5 弾道ミサイル発射によるJアラートが発信された場合の対応

(1) 登校前に発令された場合

- ・Jアラートの緊急情報が愛知県に発令・・自宅待機
- ・日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出た・・自宅待機を解除 児童は速やかに登校
- ・日本の領土・領海内へ落下した・・自宅待機を継続 その後の対応はきずなネットで各家庭に連絡

(2) 登校後に発令された場合

- ・Jアラートの緊急情報が愛知県に発令・・活動中断、避難態勢（机の下に身を隠すなど）をとる
- ・日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出た・・活動再開
- ・日本の領土・領海内へ落下した・・安全確認できるまで、校内の安全な場所で待機。安全確認後活動再開。

6 その他

(1) 異常気象・地震発生時の対応については、可能な限り学校連絡網システム（きずなネット）で対応を連絡します。しかし、大規模災害時においてメールが届かない状況も考えられます。安全を第一に考え判断・行動をお願いします。

例えば、登校後に本校地域に特別警報（大雨特別警報、暴風雪特別警報等）または、緊急地震速報（豊田市内で震度5弱以上）が発表された場合は、メールでの連絡がなくても保護者への引き渡しとなります。 ※1の（2）のとおりです。

(2) 放課後児童健全育成事業は、上記の学校の措置に準じます。